

(別記様式)

受付

施設名	
年齢	0・1・2・3・4・5
認定者番号	

施設型給付費・地域型保育給付費に係る 教育・保育給付認定申請書兼施設（事業）利用調整申込書

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法第20条第1項）を申請します。
適切な教育・保育サービスの提供を受けるため、子ども・子育て支援法第16条より市が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定及び利用調整・利用者負担額（保育料）算定に必要な保護者及び同一世帯員の市民税課税情報、住民基本台帳情報、生活保護受給状況、児童（扶養）手当資料、障害者手帳等の閲覧又は収集すること、及び、課税情報等に基づき決定した利用者負担額等の情報を特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に対して提供することに同意します。
申請内容が事実と相違した場合、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、特別な理由がなく施設・事業を1か月以上利用しなかった場合は、教育・保育給付認定を取り消しされても異議はありません。また、定められた利用者負担額（保育料）を納付することを誓約します。

木津川市長 宛て		申請日		年 月 日			
申請に係る 子ども	氏名	続柄	4月1日現在	生年月日 (和暦)	性別		
	(ふりがな)	本人		H・R	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		
	個人番号			歳児			
子どもの 世帯員	区分	氏名	続柄	年齢	生年月日 (和暦)	勤務先・学校・幼稚園・保育所等の名称又は単身赴任先	
	保護者① <small>(支給認定者) (納付義務者) ※自署又は記名押印</small>	(ふりがな)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	歳	. .		
		個人番号					
	保護者②	(ふりがな)	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	歳	. .		
		個人番号					
	その他の 世帯員	(ふりがな)		歳	. .		
		個人番号					
		(ふりがな)					
		個人番号					
	住所	木津川市					
電話番号 <small>※優先する連絡先に☑する</small>	<input type="checkbox"/> 父携帯	—	—	<input type="checkbox"/> 自宅	—	—	
	<input type="checkbox"/> 母携帯	—	—	<input type="checkbox"/> その他	—	—	
世帯の状況 <small>※該当する場合☑する</small>	<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯 <input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input type="checkbox"/> 在宅障がい者（児）世帯						
認定区分	<input type="checkbox"/> 1号	満3歳以上就学前で、教育を希望 ※裏面の記入は不要です。					
	<input type="checkbox"/> 2号	満3歳以上就学前で、保育を希望	利用時間 の希望	<input type="checkbox"/> 保育短時間利用(8時間まで) <input type="checkbox"/> 保育標準時間利用(11時間まで)			
	<input type="checkbox"/> 3号	満3歳未満で、保育を希望					
申込区分	<input type="checkbox"/> 新規利用		<input type="checkbox"/> 他の施設・事業と併願している。 併願している施設・事業 ()				
	<input type="checkbox"/> 利用変更（転園等）		利用中の施設・事業 ()				
利用(希望)期間	R	年	月	1 日	から	<input type="checkbox"/> 小学校就学前 <input type="checkbox"/> R 年 月 日	まで
利用(希望)時間	時	分	～	時	分		

注意事項

この教育・保育給付認定申請書兼施設(事業)利用調整申込書を提出する前に、保護者が次の点を確認し、
☑を記入した上で、市役所へ提出して下さい。

- 申請内容等については、利用施設に情報提供しますのであらかじめご了承ください。
- マイナンバーによる情報連携を行うことがあります。
- 新規申請の認定証の交付及び利用調整結果通知書は、提出のあった翌月以降となります。
- 書類不備(記入漏れ・添付書類なし等)の場合は、受け付けできません。
- 一度ご提出していただいた書類の返却はできません。コピーが必要な場合は、あらかじめコピーをしてください。
- 提出書類に虚偽の記入及び申立て等が判明した場合は、保育認定・利用決定の取消しとなります。
- 申請時と利用開始日の認定内容に変更があった場合、利用決定の取消となる場合があります。
- 添付書類の内容について証明先、勤務先等に照会させていただく場合があります。
- 申請時に希望された利用(希望)開始日は、一切変更できません。
- 申請時に希望された利用(希望)終了日を延長することはできません。
- 給付認定及び施設(事業)の利用については、
 - ・ 保育の認定基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設を利用できない場合
 - ・ 保育の認定基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。
- 加配保育士を希望されない場合であっても、加配保育士なしでは、お子様を安全に保育できないと判断したときは利用決定を取消します。
- 待機となった場合、申請年度内の給付認定期間内において、毎月利用調整の対象となります。
当初申請した利用希望開始日以降の利用を希望しない場合は、必ず辞退届(及び消滅届)を提出してください。
- 受付期間終了後の辞退は、他の申請者にとって非常に迷惑となります。受付期間終了後に辞退された児童は、次回以降申請時の利用調整の際、減点となります。
- 転園が決定した場合、その転園を辞退しても、もとの利用施設を継続利用することはできません。
- 記入された利用希望施設以外は利用調整を行いませんので、利用調整を希望する施設は全てご記入ください。
- 保育料の納付義務者氏名は保護者①に記載の保護者となりますが、納付義務は父母ともにあります。
- 保育料を滞納された場合は、差押等の滞納処分を実施する場合があります。また、転園やきょうだいの入所申請があった場合、減点となります。
- 申請時の保育事由、認定区分、住所、世帯状況等から変更になる場合は、その都度変更申請が必要です。
利用開始後に必要な手続きがされない場合、利用を取消することがあります。また、正しい届出をせず、不当に保育の提供を受けた場合、さかのぼって認定を取消し、市が支払った給付費等の返還を求める場合があります。
- 毎年1回保育要件に該当しているか確認のため「現況届」の提出を求めます。また、必要に応じ実態調査や必要書類の提出を求めることがあります。
- 木津川市公立保育所民営化等実施計画を確認した上で申請してください。